

## 防災分野における地理空間情報の利活用推進のための 基盤整備ワーキンググループ

システム化部会・データ標準化部会 合同部会（第1回）

### 議事概要

1. 日時：平成21年11月20日（金）15：00～17：00
2. 場所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室
3. 議事概要
  - (1) 防災WGの活動概要
  - (2) スケジュールについて
  - (3) システム化部会およびデータ標準化部会の活動内容について
    - (1)～(3)について、事務局から資料1～3に基づき説明。

資料3の3ページの解決方策などで、データ標準化部会において整備する用語辞書に、「機関毎の定義内容の違い」を整理するとあるが、「機関」とは具体的にどこを指しているのか。

現時点で具体的な機関を決定しているわけではない。災害リスク情報を作成している機関であり、取り扱う災害リスク情報によって決まるものと考えている。

具体的に決まっていなれば、決まった後、その機関は部会に参加するのか。

部会の開催に当たり、防災WGの構成員である関係省庁には連絡をして、本日も参加していただいている。なお、必要に応じて、構成員以外の関係する省庁にも参加を働きかけたい。

資料3の3ページに、災害リスク情報等に関する現状の課題として6点出されているが、これらの課題は昨年度の防災WGで決められたものか。これ以外の課題は検討の対象としないのか。

今回の部会を開催するに当たって、事務局が整理したものである。追加すべき課題があればご意見をいただきたい。

課題があるということは、利活用のニーズがあるということ。それが明らかになっているということは、災害リスク情報等を共有するための環境づくりを進める上で有効だと思う。自由にご意見をいただきたい。

(4) 検討状況の報告について

) 災害リスク情報等を流通させるための基本構成(事務局原案)

事務局から資料4に基づき説明。

本プロジェクトの内容は、既に運用されている防災情報共有プラットフォームに類似しているように思われるが、それに触れられていないのはなぜか。また、政府が進めている EA (Enterprise Architecture) への対応はどのように考えているのか。

ご指摘のとおり、内閣府では防災情報共有プラットフォームを運用しているが、その情報の中には公開できないものも含まれている。本プロジェクトでは、各省庁で既に公開されている情報を可視化することが最初の目標である。その仕組みや考え方について、部会等で参加者の皆様と相談させていただきながら進めていきたいと考えている。

データの共通化が主な目標とのことだが、そのためには政府が進めている EA や DRM (Data Reference Model) が重要である。それらに基づいて検討を進めるのか。

政府全体の動きとして、行政情報全般の公開に向けた動きがあると聞いている。本プロジェクトは、行政情報の一部分である災害リスク情報に対象を絞ったものであり、政府全体の動きを踏まえながら進めていきたいと考えている。

地理空間情報プラットフォームの実証実験を産官学にて始めたところである。その実証実験において現在直面している課題は、プラットフォームに載せる元データの仕様が多種多様で、統一的な仕様にしてプラットフォーム上に載せることが非常に困難であることである。

資料4の基本構成の絵には、データ提供側として各省庁だけが記載されているが、ハザードマップは地方公共団体でも作成されている。市町村レベルになるとデータの形式がさら多種多様になるため、データの登録や取得を統一的な手法で行うことは非常に難しいのではないかと。

ご指摘の点については、私どももある程度認識していたところ。ただし、例えば浸水想定区域図については国土交通省のガイドラインに基づいて地方公共団体が災害リスク情報を整備していることから、関係省庁と協力して取り組んでいきたい。

相互運用のプロトコルで情報共有を実現することが有効ではないか。既に WMS 等々のプロトコルが使われている。データの標準化には時間がかかるほか、災害リスク情報の上に、防災上必要な情報が掲載されており、

それらの情報まで標準化を図るのは困難である。まずは相互運用のプロトコルでの情報共有を検討すると良いのではないか。  
ご指摘の点も含めて検討していきたい。

) 災害リスク情報等の規格化ガイド文書(事務局原案)  
事務局から資料5-1、5-2に基づき説明。

資料5-1の4ページの、当面の規格化の対象範囲とされている自然災害リスク情報について確認したい。例えば気象庁のデータだと、地球温暖化の進行による100年後の降水量といった非即時的信息は規格化の対象範囲になると考えているが、今現在の降水量などリアルタイムの情報対象となるのか。

将来についてはより広い分野を対象とすることが予想されるが、本プロジェクトにおける当面の検討範囲としては、事前に準備・把握できる災害リスク情報を対象として考えている。

(5) 部会関係者による情報共有等の作業環境について  
事務局から資料6などに基づき説明。

この検討では、こういった情報を流通させるかという議論はせず、どのように提供するかという仕組みについての議論が中心になるのか。ユーザとして民間を想定するのであれば、こういった情報を流通させるかというニーズの収集が重要ではないか。

まさに、そうしたニーズの把握が重要だと考えている。関係省庁がどのような災害リスク情報を持っているかについての現状の調査は行っている。必要であれば、その結果を提供したい。

ニーズとして、どのような情報が欲しいとか、こんなサービスが欲しいといった意見を情報共有サイトに投稿すれば良いか。

どのようなデータにニーズがあるかといったことや、どのようなサービスが必要か等々、広く自由に意見をいただきたいと考えている。

(6) 関連動向について  
内閣府から参考資料に基づき説明。

(7) その他  
特になし。

(以上)